

(平成 30・令和元・2 年度)

道路・公園植栽管理等業務に係る入札参加資格審査申請について

令和元年 5 月 7 日
境港市都市整備課

平成 30 年度から令和 2 年度までにおいて、境港市が発注する道路・公園の植栽管理等業務について、契約を希望される場合は、入札参加資格が必要となりますので、本書に従い申請書類を作成し、提出してください。

1. 対象となる業務

境港市が管理する道路及び公園の樹木剪定及び除草業務（以下「植栽管理等業務」という。）

注 意： 市が管理するその他施設に係る植栽管理等業務について契約を希望される場合は、別途、市総務課が窓口となっている「物品等契約に係る指名競争入札参加資格」が必要となります。

2. 入札参加資格要件

(1) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ア 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者
- イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当し、その事実があった後 3 年を経過しない者
- ウ 申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者
- エ 手形の不渡り処分を受けた者及び決算の内容により経営状態が不健全であると認められる者
- オ 資格審査申請時において、境港市税（市民税、国民健康保険税、固定資産税及び軽自動車税をいう。以下同じ。）、国税（法人税又は所得税、消費税及び地方消費税）、労働保険料又は社会保険料を滞納している者
- カ 資格審査申請時において、代表者が境港市税を滞納している法人又は個人
- キ 境港市暴力団排除条例（平成 23 年境港市条例第 14 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等及びこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有すると認められる者（以下「暴力団関係者」という。）又は暴力団関係者を役員、代理人、支配人その他の使用人としている法人又は個人

(2) 営業を開始して 1 年以上の者であること。

(3) 境港市内に事業所又は住所があること。

(4) 樹木剪定業務を希望する者にあつては、造園技能士（1 級又は 2 級に限る。）又は造園施工管理技士の資格を有すること又は当該資格保有者が在籍していること。

3. 申請手続き

(1) 提出書類

別表（3 ページ）をご覧ください。

(2) 提出期間及び時間

平成 30 年 1 月 25 日(木)～令和 3 年 2 月 26 日(金) 午前 8 時 30 分～午後 5 時

※ 閉庁日を除く。

※ 平成 30 年 4 月 1 日付けで入札参加資格を得ようとする場合は、平成 30 年 2 月 28 日(水)までに提出してください。

(3) 提出方法

下記(4)まで持参又は郵送してください。(信書であることにご注意ください)

(4) 提出先

〒684-8501 鳥取県境港市上道町 3000 番地

境港市役所 建設部 都市整備課 都市政策係（庁舎別館 2 階）

電話：0859-47-1066（直通） ファクシミリ：0859-47-1086

(5) その他

申請手続きに必要な様式は、境港市ホームページ又は都市整備課窓口にて入手することができます。

市ホームページ URL：<https://www.city.sakaiminato.lg.jp/index.php?view=108212>

4. 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査の結果は、文書により後日郵送します。

5. 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を付与された日から令和 3 年 3 月 31 日までとします。ただし、入札参加資格を付与された者が、入札参加資格要件のいずれかに該当しないことになった場合にあつては、市長が当該事実を確認した前日までとします。

6. その他（随意契約の相手方）

随意契約を行う場合においても、原則、本入札参加資格者を契約の相手方とします。

7. 申請内容に変更が生じた場合

提出した書類の内容に変更が生じた場合は、平成 30・令和元・2 年度 道路・公園植栽管理等業務入札参加資格審査申請事項変更届（様式第 5 号）及び変更箇所を修正した別表に掲げる書類を 3 の(4)に示す提出先まで速やかに提出してください。

なお、職員調書（様式第 2 号）に記載された職員を変更する場合は、その者が常勤の職員であることを確認できる書類及びその職員が有する資格等を証する書面の写しを添付してください。

別表 提出書類について

申請書類	添付書類・備考
ア 様式第 1 号 道路・公園植栽管理等業務入札参加資格審査申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者欄「希望業務」について、樹木剪定業務を希望する場合は、造園技能士（1 級又は 2 級）又は造園施工管理技士を有する者が在籍する必要があります。 ・ 申請者欄「希望業務」は、2 つの業務の両方を同時に希望することができます。
イ 様式第 2 号 職員調書	<p>【添付書類】</p> <p>職員調書に記載の職員について、以下の証明書類を添付してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 常勤性を確認できる書類（a 又は b のいずれか） <ul style="list-style-type: none"> a. 健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書又は健康保険被保険者証 b. 雇用保険被保険者資格取得確認通知書又は被保険者証 ○ 資格等を証する書類
ウ 様式第 3 号 暴力団排除に関する誓約書兼役員等名簿	
エ 様式第 4 号 境港市税の納付状況調査同意書	
オ 国税・地方税に未納がないことを証する納税証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管轄の税務署で取得したもの（写しでも可） ・ 発行日から 3 か月以内のもの <p><u>法人の場合</u></p> <p>納税証明書（その 3 の 3「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）</p> <p><u>個人の場合</u></p> <p>納税証明書（その 3 の 2「申告所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）</p>
カ 労働保険料納付証明書又はその写し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働局にて取得 ・ 発行日から 3 か月以内のもの
キ 社会保険料納入証明書若しくは社会保険料納入確認書又はその写し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年金事務所にて取得 ・ 発行日から 3 か月以内のもの ・ 取得日から遡り 2 年間
ク 登記事項証明書又はその写し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の場合に限る ・ 発行日から 3 か月以内のもの
ケ 身分証明書又はその写し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人事業者の場合に限る ・ 発行日から 3 か月以内のもの
コ 直前決算に係る決算書	<p><u>法人の場合</u></p> <p>直前事業年度の貸借対照表・損益計算書・利益処分（損失処分）に関する書類</p> <p><u>個人の場合</u></p> <p>直前事業年度の貸借対照表・損益計算書</p>
サ 審査結果通知返信用封筒（定型長 3）	82 円切手を貼り、宛名を明記したもの